

2025年9月27日

会員各位

PGMプロパティーズ株式会社
富貴ゴルフ倶楽部
支配人 横山 武彦

会則一部変更のお知らせ

謹啓 秋分の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は当倶楽部に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、この度、会則一部変更をいたしますので、本書をもってお知らせをいたします。会則一部変更の内容及び効力発生日については下記のとおりです。なお、本改定につきましては、2025年9月26日に開催された理事会において、ご承認いただいておりますことをご報告いたします。
何卒ご理解賜り、今後共ご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 会則一部変更

1) 住所変更手続および休会手続の必要書類の改定

会則第6条第4項の通り、会員様および代理登録者様において住所、氏名等に変更があった場合には遅延なく弊社に届出し、所定のお手続きが必要となります。現在、個人会員および代理登録者ならびに法人会員の登録者のご自宅住所変更時における届出の際、また会則第11条の通り、個人会員が遠隔地への転勤・転居を理由に休会を申請する際、現住所（転居先）を証する書面として、運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または住所変更には印鑑証明書をご提出いただいております。これらの書面に加え、2012年4月1日以降に交付された運転経歴証明書の写しを会則別紙8-①「住所・所在地変更手続要項」および会則別紙9「休会手続要項」の新旧対照表のとおり必要書類として追記し、ご利用いただけるようにいたします。

2) 効力発生日

2026年1月1日

2. 会則一部変更の新旧対照表および周知

上記1. の会則変更箇所につきましては次の資料を同封いたしますと共に、クラブハウス内の掲示板に掲示およびホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

①住所変更手続きの必要書類変更にかかる「会則別紙8-① 新旧対照表」

②休会手続きの必要書類変更にかかる「会則別紙9 新旧対照表」

※会則本文は第29条の改定施行日以外、現在の会則から変更はございません。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

〒355-0136 埼玉県比企郡吉見町大字江綱817-5

富貴ゴルフ倶楽部 会員課

電話 0493-54-7511

※今回のお知らせは、2025年〇月〇日時点で、弊社に会員登録されている皆様にご案内させていただいております。お知らせ受領時に会員権の譲渡や退会等されている場合はご容赦のほど、お願い申し上げます。